

## 若年層向け相談・居場所づくり事業実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、函館市が実施する自殺予防対策事業の若年層対策の一環として、自殺リスクの高い未遂者やひきこもり者、精神障がい者等が集い、相談等を行うことができる居場所を提供することにより、社会に参加する自信と能力や自己の存在や生きていくことへの肯定感を醸成することにより、自殺リスクの減少を図ることを目的とした事業であり、以下に必要な事項を定める。

### （実施主体）

第2条 若年層向け相談・居場所づくり事業（以下「事業」という。）の実施主体は、函館市（以下「甲」という。）とする。業務の全部は委託とし、受託者（以下「乙」という。）が実施するものとする。

### （対象者）

第3条 事業の対象者は、18歳以上の自殺リスクの高い未遂者、ひきこもり者、精神障がい者等で、かつ40歳未満の市民とする。ただし、学生は除く。

### （従事者）

第4条 事業の従事者は、ひきこもりや精神障がい等に理解があり、かつ、支援の経験がある者とする。

### （事業内容）

第5条 対象者が安心できる居場所を提供する。対象者からの相談に応じるとともに、対象者のコミュニケーション能力の向上や社会性を培うため、軽作業やレクリエーション等を実施する。

### （開設日時）

第6条 事業の開設日時は、毎週水曜日および金曜日（祝日と年末年始休暇（12月20日～1月3日）を除く。）の週2回、1回2時間とする。

### （委託料）

第7条 乙には、従事者に係る経費、事務費等を委託料として支払うものとする。

(関係書類の整備)

第8条 乙は、対象者の個別の記録，事業の実施内容等の関係書類を整備しておくものとする。

(報告)

第9条 乙は毎月の参加者数等を別紙1により，翌月15日までに甲へ報告する。また，事業実施中に，対象者等に重大な事故があったときは直ちに甲へ報告をする。

(守秘義務)

第10条 乙は，相談等に関して知り得た個人情報を正当な理由がなく他に漏らしてはならない。

2 乙は，従事者であった者が正当な理由がなく，その業務上知り得た対象者またはその家族に関する情報を他に漏らすことがないように，必要な措置を講じるものとする。

(その他)

附 則

この要綱は，平成27年8月1日から施行する。

別紙 1

事業報告書

( 年 月分)

日にち	参加者数	実施内容
	人（男性 人，女性 人）	
	人（男性 人，女性 人）	
	人（男性 人，女性 人）	
	人（男性 人，女性 人）	
	人（男性 人，女性 人）	
	人（男性 人，女性 人）	
	人（男性 人，女性 人）	
	人（男性 人，女性 人）	
	人（男性 人，女性 人）	
	人（男性 人，女性 人）	
	人（男性 人，女性 人）	
	人（男性 人，女性 人）	
	人（男性 人，女性 人）	
	人（男性 人，女性 人）	
合計	人（男性 人，女性 人）	